

平成29年度事業計画書

1. スポーツ安全保険等の普及及び保険会社との団体保険契約の締結事業

(1) 補償事業推進

① スポーツ安全保険の加入受付処理

本部においては幹事会社東京海上日動火災保険(株)と、保険契約に基づく処理を行うとともに各都道府県支部において保険の加入受付処理を行う。

また、全国の団体を対象とした、インターネットによる加入受付処理を本部において行う。

② スポーツ・文化法人責任保険の加入受付処理

本部においてインターネットによる保険の加入受付処理を行い、幹事会社東京海上日動火災保険(株)と保険契約に基づく処理を行う。

③ 保険の契約締結

平成29年度スポーツ安全保険等に関する契約を、引き受け損害保険会社(8社)と締結する。(平成29年4月1日締結)

(2) 普及促進

① スポーツ安全保険等の普及と加入拡大のための広報

本会保険の趣旨の普及と加入拡大を図るため、スポーツ安全保険のしおり、あらまし、解説、ポスター及び放課後子ども教室・放課後児童クラブ用、文化活動・ボランティア活動・地域活動用、総合型地域スポーツクラブ用の各ちらしの他、インターネット加入用として、スポ安ねっとの案内、スポ安ねっと利用方法の案内、短期スポーツ教室加入区分の案内、翌月一括手続方式の案内等のちらしを作成し、関係機関、団体等に配布する。

また、Yahoo、Google にインターネット広告掲載を行うほか、紹介映像をホームページに掲載するとともに、テレビCMを積極的に活用し、スポーツ安全保険の知名度向上を図る。

さらに、スポーツ・文化法人責任保険についてはあらましを作成して総合型スポーツクラブ等に配布するとともに、ホームページに掲載する。

② スポーツ安全保険の趣旨徹底

ア. 地方説明会の開催

各都道府県支部において、市区町村関係者、団体等の指導者に対し、本会保険の趣旨、内容、加入促進のための説明会を開催する。

イ. 普及促進、運営の円滑化のための諸会議の開催

本会保険の普及促進と運営の円滑化を図るため、全国支部長会議、全国支部(事務主任者)会議及びブロック支部会議を開催する。

ウ. 支部事務担当者資質向上のための研修会の実施

新任者研修会及び事務担当者研修会を実施する。

③ ダイレクトメールによる加入促進

既加入団体に対し、ダイレクトメールにより新年度加入案内(加入依頼書による加入案内又はインターネットによる加入案内)を送付し、継続加入の促進を図る。

④ 体育・スポーツ指導者への普及促進

各都道府県及び市区町村の広報紙、体育・スポーツ団体の機関誌、各種新聞雑誌等に本保険に関する記事又は広告を掲載して普及を図る。

⑤ 公益財団法人日本体育協会との連携による普及促進

公益財団法人日本体育協会加盟の各団体(中央競技団体、都道府県体育協会)の協力を得て、傘下関係団体の加入促進を図る。

⑥ 各種団体との連携による普及促進

体育館、公民館、青少年教育施設、国公立大学等の協力を得て、加入促進を図る。

⑦ 電話照会増加に対応した資料請求先の追加

インターネット(スポ安ねっと)経由での加入者数が増えるにつれ、電話による協会本部への問い合わせが増加しており、このことへの対応策として資料請求の受付及び発送業務拠点を外部に設ける。

その他、下記2及び3の事業を実施する際、併せて「スポーツ安全保険等の普及促進活動」を行う。

2. スポーツ等活動の安全指導及び事故防止に係る事業

(1) 平成29年度ジュニアスポーツの育成と安全・安心フォーラムの開催事業

公益財団法人日本体育協会日本スポーツ少年団及び日本スポーツ法学会と共催で、「少年スポーツに関する諸問題」を中心テーマとして、フォーラムを開催する。

(2) 総合型地域スポーツクラブ連携支援事業

公益財団法人日本体育協会が推進している、総合型地域スポーツクラブ連携支援事業を助成する。

(3) 安全指導・事故防止に係る統計データ等の作成配布事業

平成28年度におけるスポーツ安全保険の加入状況及び事故概況をまとめた、「スポーツ安全保険の加入者及び各種事故の統計データ」を作成・配布する。

また、平成28年度において事故事例を含めて編集作業を実施した「スポーツ外傷・障害予防ガイドブック」を印刷作成するとともに、「救急ハンドブック」の一部改訂を実施し、普及広報活動の一環としても広く配布する。

(4) スポーツ指導者研修会、講習会等の開催

各都道府県支部において、地域スポーツ指導者、少年スポーツ指導者等を対象とした講習会等を開催する。

3. スポーツ活動等に対する普及振興事業

(1) 生涯スポーツ・体力づくり全国会議2018の開催事業

生涯スポーツの振興を図るため、「生涯スポーツ・体力づくり全国会議2018」を、スポーツ庁、公益財団法人日本体育協会等と共催で開催する。

(2) スポーツ普及奨励助成事業

法人格を有する団体が、全国及びブロック単位で開催する①多種目にわたって行われる大規模な青少年スポーツ振興事業、②各種スポーツ・レクリエーション大会、生涯スポーツの振興に関する研修会・研究協議会・研究大会等を対象とする「スポーツ普及奨励助成事業」を公募し、その事業費の一部を助成する。

(3) 特定費用準備資金「スポーツ振興助成資金」の造成

本協会は、平成32年に創立50周年を迎える。これを記念して、平成33年度から10年間「スポーツ普及奨励助成事業」の規模を拡大するための原資として、平成24年度から平成32年度までに積立限度額2億円の特定費用準備資金「スポーツ振興助成資金」を造成することとしているが、平成29年度も引き続き資金の造成を行う。